

七ヶ浜町高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)

-ダイジェスト版-



健康で生きがいのある
支え合うまち 七ヶ浜



平成30年(2018年)3月 七ヶ浜町

計画策定の趣旨

基本理念

**健康で 生きがいのある
支え合うまち 七ヶ浜**

少子高齢化が国全体で進行し、総人口の緩やかな減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は増え続けており、特に75歳以上人口は今後も増加が見込まれることから、寝たきりや認知症などの要介護認定者や高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加も予測されます。

本計画は、これまでの基本理念である「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を踏襲しており、町民の皆様とともに、高齢者保健福祉及び介護保険施策の推進を図ります。

1. 介護予防のまちづくり

高齢者が今までどおり住みなれた地域において、社会と関わり合いながら、いつまでも健康で生きがいのある生活を維持出来るよう、住民が主体となった健康づくりや介護予防の取り組みを推進・支援するとともに、社会参加できる環境づくりに努めます。また、現在行われている認知症総合支援事業を中心に、認知症に関する知識等の普及啓発に努め、地域での見守り支援体制づくりを更に推進していきます。

2. 暮らしやすい福祉のまちづくり

高齢者が地域活動の主要な担い手として、住み慣れた地域で生きがいを持って生活出来るよう、ボランティア活動への支援を実施するほか、シルバー人材センター、老人クラブの活動支援等、元気な高齢者の就労支援や社会奉仕に取り組む活動に対し、引き続き社会参加・生きがいづくりの支援を行います。

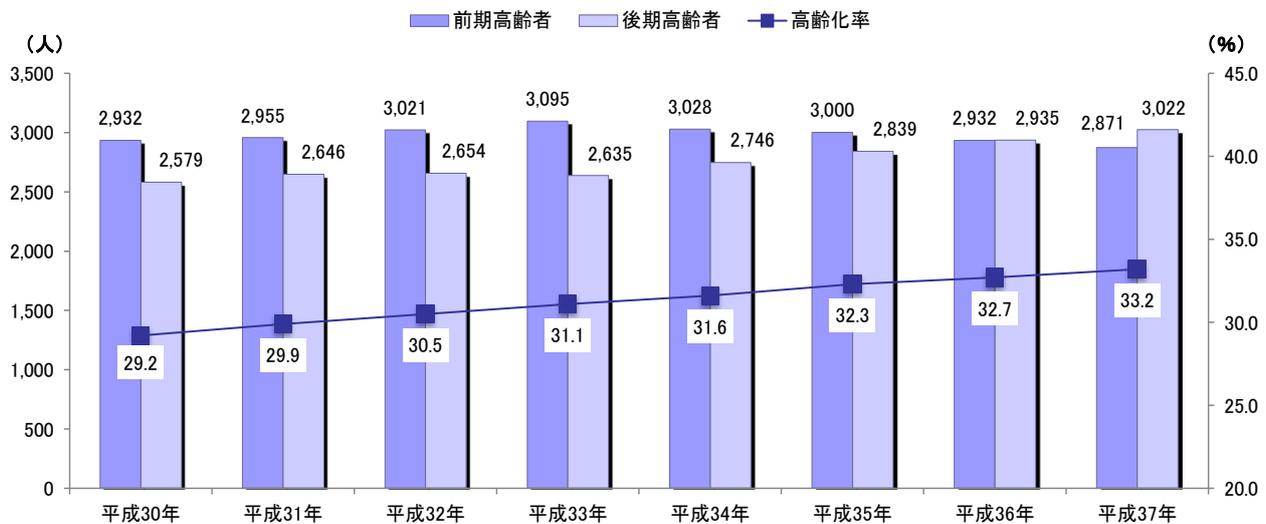
3. 介護保険サービスの更なる充実

介護や支援が必要な方に対して、介護サービス・介護予防サービスを切れ目なく提供することにより、重度化を防ぐとともに要介護度の軽減を図り、高齢者が生きがいを持って生活出来るよう、支援を行っていきます。

高齢化率、認定率の推移

高齢者数

※コーホート要因法による推計



認定者数

平成30年（2018年）以降、高齢者数は増加を続け、本計画の最終年度である平成32年（2020年）には974人となり、要介護認定率は17.2%になると見込まれますが、介護予防事業を更に実施することにより、要介護認定者数の増加抑制を目指します。

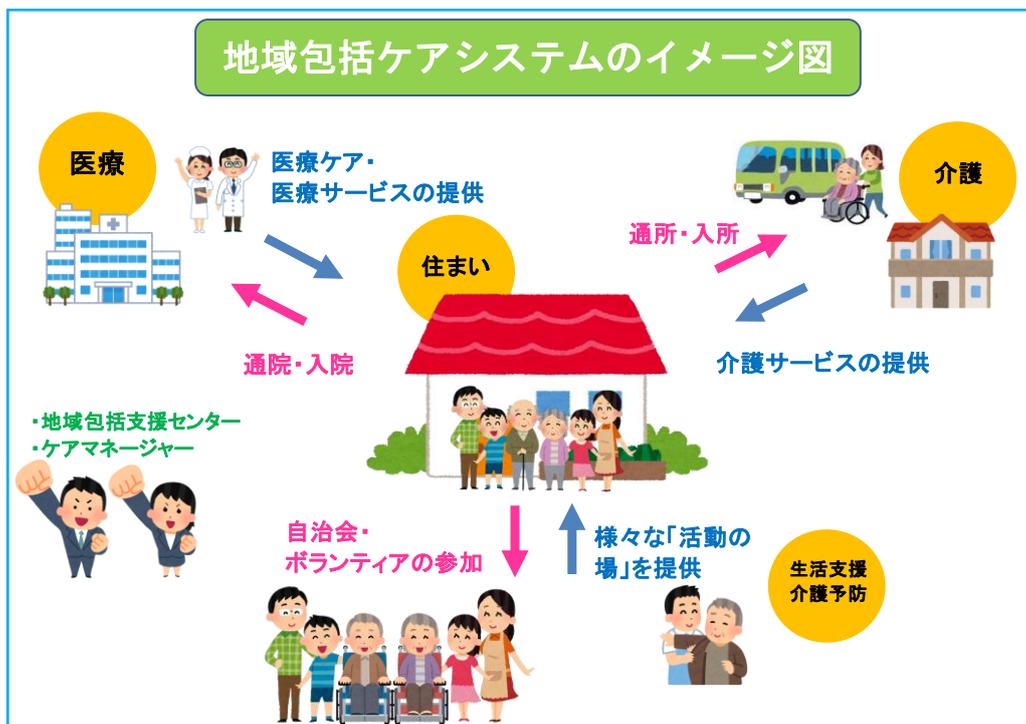
【要支援・要介護認定者数推計の推移】

	自然体推計				→	介護予防事業推進後			
	平成30年(2018)	平成31年(2019)	平成32年(2020)	平成37年(2025)		平成30年(2018)	平成31年(2019)	平成32年(2020)	平成37年(2025)
65歳以上人口	5,511人	5,601人	5,675人	5,893人		5,511人	5,601人	5,675人	5,893人
認定者数	924人	950人	974人	1,128人		912人	933人	955人	1,112人
要支援1	39人	49人	57人	66人		38人	48人	54人	66人
要支援2	89人	96人	103人	124人		87人	92人	97人	120人
要介護度1	159人	160人	162人	193人		157人	158人	160人	185人
要介護度2	262人	266人	256人	282人		260人	262人	255人	278人
要介護度3	171人	175人	186人	214人		169人	173人	183人	214人
要介護度4	122人	129人	140人	167人		120人	127人	138人	167人
要介護度5	82人	75人	70人	82人		81人	73人	68人	82人
認定率	16.8%	17.0%	17.2%	19.1%		16.6%	16.7%	16.8%	18.9%

※要介護認定率＝第1号及び第2号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口

地域包括ケアシステムの進化・推進

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を目途に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住まい、医療・介護・予防・生活支援の各分野が互いに連携しながら支え合う体制のことを言います。第6期計画においては地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成29年度(2017年度)からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。第7期計画においても、引き続き地域包括ケアシステムを推進していきます。



みなさんの支え合いが地域包括ケアシステムを支えます。
地域包括ケアシステムを作るのはみなさんです。
まずは自分自身でできることをしましょう。

- ◆ 地域の集まり等に参加し、子供や親族、友人と定期的に連絡を取り合しましょう。
- ◆ 緊急連絡先を目のつくところに貼っておきましょう。
- ◆ ご近所同士声をかけ合しましょう。
- ◆ 昨日の洗濯物が干しっ放し、回覧版が止まったまま等気になるサインがあった時には、声を掛けてみたり、地域包括支援センターや民生委員、役場健康増進課等にご相談ください。

●第7期における介護保険制度の主な改正点●

- ① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割となります。
平成30年8月から、年収が340万円以上(合計所得220万円以上)の方のサービス利用者負担の割合が3割に引き上げられます。世帯構成により基準額は異なります。
- ② 介護納付金へ総報酬割が導入されます。
各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)が、『総報酬割』(報酬額に比例した負担)となります。

介護保険料の算出

●サービス給付費の見込み（一覧）

種類	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護給付費	千円	1,395,874	1,446,521	1,498,357
予防給付費	千円	14,744	16,777	17,917
総給付費	千円	1,410,618	1,463,298	1,516,274

※介護給付費は推計値です。

【第7期における第1号被保険者の介護保険料】

区分	説明	保険料割合	保険料(年額)	保険料(月額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (0.45)	33,600円 (30,240円)	2,800円 (2,520円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	50,400円	4,200円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.75	50,400円	4,200円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	60,480円	5,040円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.0	67,200円	5,600円
第6段階	・本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	80,640円	6,720円
第7段階	・本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	87,360円	7,280円
第8段階	・本人が住民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	100,800円	8,400円
第9段階	・本人が住民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	114,240円	9,520円
第10段階	・本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.75	117,600円	9,800円

※第1段階の（ ）内は軽減措置実施後の数値です。

●65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

町で必要な介護
サービスの総費用

×

65歳以上の
方の負担分23%

÷

65歳以上
の人数

=

保険料の
基準額

介護保険で利用できるサービス

①要介護（1～5）介護サービス（介護給付）

将来の超高齢化社会を前に、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの整備・充実に努め、サービスの質の確保・向上に取り組みます。

居宅介護サービス

訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、日常生活の介護や家事の援助を行います。

通所介護

デイサービスセンターに通って、食事・入浴・介護サービスやリハビリが受けられます。

訪問入浴介護

移動入浴車等で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。

訪問看護

看護師等が訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が訪問し、薬の飲み方や食事等の管理指導を行います。

訪問リハビリテーション

医師等の指示により、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問して機能回復訓練を行います。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通って、リハビリが受けられます。

短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の特定の施設に短期間入所し、介護やリハビリが受けられます。

短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、介護やリハビリが受けられます。

福祉用具貸与

車イスや介護用ベット、歩行補助杖等の貸出しを行います。

特定福祉用具販売

排せつ補助用具や入浴補助用具等の購入費の支給を行います。

住宅改修

居宅への手すりの取り付け、段差の解消等の改修費を助成します。

特定施設入居者生活介護

特定施設の入居者に対し、介護や日常生活の支援・リハビリ等を行います。

居宅介護支援

ケアマネジャーが本人の状況や家族の希望等にそったケアプランを作成したり、多様な介護事業者との連絡・調整を行います。

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

地域密着型通所介護

定員 18 名以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 名以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練が受けられます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中、夜間を通じて、訪問介護・訪問看護が受けられます。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、訪問・ショートステイを組み合わせたサービスが受けられます。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所し、介護や健康管理が受けられます。

介護老人保健施設（老健）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

介護療養型医療施設（介護医療院）

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・介護・看護・リハビリテーション等が受けられます。

②要支援（1・2）介護予防サービス（介護給付）

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐための支援を行います。

※介護予防サービスの内容は、介護サービス（要介護1～5）と基本的に同じです。

介護予防サービス

- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定入居者生活介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅管理療養指導
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）

③介護予防事業（地域支援事業）

より地域に根ざした介護予防のため、介護予防給付として実施されていた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成29年度（2017年度）より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されています。できる限り介護状態に陥らないよう。いつまでも自分らしく、自立して生活するために今後も、介護予防・認知症対策に力を入れていきます。

介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援1又は2の判定を受けた方、新たに基本チェックリスト（健診申込時に配布）により、生活機能の低下が見られる方が利用できます。

地域包括支援センターが作成するプランに基づき、サービスが利用できます。

- 訪問型サービス事業
 - ・介護予防訪問介護相当事業
 - ・軽度生活援助事業
- 通所型サービス事業
 - ・介護予防通所介護相当事業
 - ・通所型介護予防教室事業
- 生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント事業

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者と、その活動支援に関わる方が利用できます

- 介護予防対象者把握事業
- 介護予防普及啓発事業
 - ・介護予防教室の開催
 - ・わくわくシニアフェスティバル

この他にも、総合相談支援事業、権利擁護事業、認知症対策や認知症高齢者見守り事業（SOSネットワーク事業）等を行っております。高齢者数・介護認定者数・サービス利用者数が増加していく中、一人ひとりの要介護状態を改善・予防するため、地域支援事業や新予防給付事業へ積極的に取り組むとともに、関係機関相互のネットワークの構築と、高齢者の心身や生活の実態の把握により、適切な支援を行います。

地域包括支援センターを利用しましょう

なんでも
ご相談ください

地域包括支援センターは、地域のみなさんの安心を支えます

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えています。高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携して解決に努めます。

自立して生活できるよう
支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるように支援します。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師

(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療のことなど、なんでもご相談ください。

さまざまな方面から
みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくりまします。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください！

◆◆◆介護認定・介護予防等に関する問い合わせ先は下記のとおりです◆◆◆

七ヶ浜町健康増進課 高齢者福祉係・七ヶ浜町地域包括支援センター
七ヶ浜町役場 1階 TEL022-357-7447